

令和4年美郷町議会議事録

第1回臨時会（第1号）

招集年月日	令和 4年 1月 21日					
招集の場所	美郷町役場議会議場					
開会日時 及び宣告	開会	令和 4年 1月 21日 午前10時45分				
		議長 福島教次郎				
	閉会	令和 4年 1月 21日 午前11時28分				
		議長 福島教次郎				
応招、不応招議員及び出席並びに欠席議員 出席12名 欠席 0名 凡例 ○出席 △欠席 ×不応招 ○△公務欠	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	議長 (7)	福島教次郎	○	5	中原保彦	○
	副議長 (6)	原克美	○	8	藤原修治	○
	1	西原慎治	○	9	山本幹雄	○
	2	牛尾博文	○	10	籾根正一	○
	3	藤原みどり	○	11	佐竹一夫	○
	4	日高学	○	12	西嶋二郎	○

会議録署名 員	1番	西原慎治	2番	牛尾博文
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	嘉戸隆	建設課長	永妻孝司
	副町長	岸本建夫		
	教育長	阿川俊治		
	総務課長	木川士朗		
	美郷暮らし推進課長	旭林修範		
	会計課長	井上陽生		
	健康福祉課長	松嶋由香里		
	産業振興課長	山根啓史		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 井原武徳 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

令和4年美郷町議会第1回臨時会議事日程
(第1号)

令和4年1月21日(金) 午前10時00分開会

日程	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	議案の上程、説明、質疑、討論及び表決 【条例案】 議案第1号 美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について 議案第2号 美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について 【予算案】 議案第3号 令和3年度美郷町一般会計補正予算(第8号)

(開会 午前 10時45分)

●**福島議長**

全議員出席であります。

ただ今から令和4年美郷町議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、予めお手元に配付してあるとおりであります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、美郷町議会会議規則第127条の規定により、1番・西原議員、2番・牛尾議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●**福島議長**

ご異議なしと認め本臨時会の会期は、本日1日限りとすることに決しました。

日程第3、行政報告を議題といたします。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを受けたいと思います。

●**福島議長**

番外、町長。

●**嘉戸町長**

議員の皆様おはようございます。遅くなりましたが、明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは、議長より許可をいただきましたので、行政報告を申し上げたいと思います。まず、美郷町におけます新型コロナの感染確認について申し上げます。昨日、美郷町でお一人の方の新型コロナの感染確認が、県から発表をされました。これを受けまして、第25回対策本部会議を開催し、今後に備えた対応を検討いたしました。また、私から、町民の方に向けて、人権への配慮と感染予防をお願いするメッセージも発表させていただきました。先ほどの報道によりますと、本日は190人の県内感染ということで過去最高の感染者の発表となっております。こうした県内の感染急拡大の状況を踏まえますと、美郷町におきましても、今後も感染確認が続くことが十分考えられます。引き続き、関係機関と連携をして感染拡大防止に全力で取り組んでまいりたいと思いますので、議員の皆様のご協力をお願いいたします。4点報告をいたします。1点目に、町民の方への抗原検査事業の実施についてです。第6派の新型コロナの急拡大、その要因と言われておりますオミクロン株は感染力が強いこと、そして、無症状や軽症の方が多くことが特徴とされております。そのため、これまで以上に、無意識のうちに感染してしまったり、感染させてしまったりといった不安を持たれる方が多くいらっしゃいます。県も任意のPCR検査や抗原検査事業を開始をされております。しかしながら、町内には、これらを実施、購入できる病院、薬局がなく、また、近隣市町への移動が難しい高齢者も多くおられます。こうした状況を踏まえまして、感染の不安をお持ちの町民の方への抗原検査キットの無料配布を、12日から開始をしています。昨日20日までに36件の利用があり、現在も、問合せを多くいただいております。身近でスピーディーに、簡易に検査をできる機会を提供することで、町民の方の不安の解消、ひいては、感染拡大防止に役立てたいと考えております。引き続き、状況に応じまして、迅速かつ弾力的に取り組んでまいりたいと思います。2点目に、役場のスプリットチーム体制、分散業務体制の実施についてです。近隣自治体におきましては、職員が新型コロナに感染し、庁舎を閉鎖し、窓口業務を一時停止する事例が出ています。オミクロン株による感染急拡大を受けまして、職員の感染等により業

務が停止する状況を回避をするため、業務継続計画、いわゆる BCP 上の警戒対応レベルを引上げて、スプリットチーム体制、分散勤務体制を 20 日から実施しています。スプリットチーム体制は、証明発行、届出受理、現金出納などの町民の方へ速やかな対応が必要な窓口部門を中心に、まず実施をしております。今後の感染状況によりましては、さらに警戒対応レベルを上げざるを得ないケースも想定しています。こうした体制をとることにより、万が一、本庁職員の感染等があった場合も、本庁での業務再開までの間、町民の方向けの窓口サービスをみさと館で継続できるようになります。人員の分散により、一部でご不便をおかけすることもあるかもしれませんが、町民の皆様向けのサービス継続のためのやむを得ない対応であり、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。3 点目に、企業版ふるさと納税についてです。令和 3 年 7 月に内閣府の認定を受けました企業版ふるさと納税の第 1 号として、江津市桜井町に本社を置き、不動産事業を手がけていらっしゃいます山陰エステート株式会社様から、500 万円の寄附をいただきました。この場をお借りしまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。今回の寄附は、美郷町のリブランディング事業の一環として進めております美郷町看板整備事業の財源として活用したいと考えています。この他にも、空の駅、美郷バレー、バリなど美郷町の特徴ある取り組みに関心を持たれて、美郷町への企業版ふるさと納税をお考えいただいている企業がいらっしゃいます。ふるさと納税は、自主財源の少ない美郷町にとりまして貴重な財源の一つでございます。引き続き、企業版ふるさと納税及び美郷町の PR に取り組んでまいりたいと思います。4 点目に、ICT を活用した災害対応の実証実験についてです。NTT 西日本島根支店、NTT、美郷町の 3 者で、災害発生時の迅速な情報収集及び見える化に向けた実証実験を実施します。NTT 西日本島根支店とは、令和 2 年 12 月に、ICT を活用した地域活性化に関する連携協定を締結し、様々な地域課題の解決に連携して取り組んでおり、この度は、災害対応に係る課題解決に向けて取り組みたいと思います。災害発生時には、被害状況などの情報を正確かつ迅速に把握することが重要であり、こうした情報を元に、町民への情報発信、関係機関との連携、災害対応につなげていくこととなります。しかしながら、実際には、被害状況の把握は、断片的かつタイムラグを伴うことも多く、それにより対応が遅れたり、十分な対応がとれなかったりする恐れも少なくありません。いかにリアルタイムで一元的な情報収集を行えるかが、その後の災害対応力に直結いたします。今回の実証実験では、NTT グループが持たれる ICT 技術とノウハウを生かして、収集した被害状況をリアルタイムで地図上に自動マッピングするシステムの構築を行います。実証実験では、町職員の連絡ツールであるエルガナを活用します。このツールを活用した被害状況の自動マッピングの実証実験は、国内で初となります。こうした取り組みを踏まえまして、災害対応力の強化につなげるシステムづくりに、連携して取り組んでまいりたいと思います。以上で報告を終わります。

●福島議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第 4、議案の上程、説明、質疑、討論及び表決を議題といたします。

本臨時会に提案を受けております議案は、条例案 2 件、予算案 1 件の計 3 件であります。

議案第 1 号から議案第 3 号までの 3 議案を一括上程いたします。

それでは、議案第 1 号から順次提案理由の説明を求めます。

●福島議長

番外、建設課長。

●永妻建設課長

上程いただきました議案第 1 号、美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定についてご説明いたします。この条例は、来年度から公営企業会計移行する簡易水道事業について、地方公営企業法の適用にあたり、新たに条例を制定するものでございます。それでは、条例につ

いて、要点を絞って順にご説明いたします。2ページをお願いいたします。第1条では、簡易水道事業の設置について謳っております。次に第2条、法の財務適用等の適用でございます。地方公営企業法に規定する財務規定等の適用について、令和4年4月1日から適用することを謳っております。次に、第3条、経営の基本では、企業としての運営の在り方、第2項では、簡易水道事業の名称、計画給水人口、計画1日最大給水量について、第3項では、給水区域の規定を行っております。なお、計画給水人口につきましては、現時点での計画給水人口としており、現在の条例で定めます計画給水人口6053人から3702人に、計画1日最大給水量につきましても、現行の2619.9立方メートルから1970立方メートルに改めております。次に、第4条重要な資産の取得及び処分についての規定です。法に基づき予算で定めなければならない資産の取得及び処分につきましては、700万円以上の不動産もしくは動産の買入れ、もしくは譲渡などとしております。この金額につきましては、地方公営企業法施行令第26条の3の規定により、町村の基準額を参考に設定をしております。次に、第5条、議会の同意を要する賠償責任の免除です。簡易水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、議会の同意を得なければならない場合の規定を、10万円以上としております。金額は、自治体によって幅がございしますので、平均的な基準額として10万円を設定しております。次に、第6条、会計事務の決算処理です。簡易水道事業の会計事務のうち、会計管理者が行う権限を規定をしております。当町におきましては、公金の収納、支払いに関する事務、公金の保管に関する事務は、これまでどおり、会計課で行うこととしております。次に、第7条、議会の議決を要する負担つき寄附の受領等です。地方自治法の適用除外となることからここに条文を上げております。ここでは、議会の議決を要する事項として、負担つき寄附については、10万円以上のもの、法律上の義務に属する損害賠償につきましては、100万円を超えるものと規定しております。金額は、地方自治法96条第1項第13項に規定する法律上の額を基準にしております。なお、負担つき寄附とは、例えば、ある業者から1年以内にある整備をすることを条件に寄附が行われ、条件が達成されなかった場合は、寄附を返還するような寄附を言います。ですので、そういったケースは少ないかと思っております。次に、第8条、業務状況説明書類の作成です。法第40条の2第1項の規定により、毎年度、少なくとも2回以上の経営状況を明らかにすることとなっております。条例では、4月1日から9月30日までの業務状況書類を11月30日まで、10月1日から3月31日までの業務状況書類を5月31日までに作成することとしており、上半期、下半期の作成としております。続いて、附則でございます。付則第1項は、条例の施行日を令和4年4月1日としております。附則第2項以降につきましては、当条例の制定に伴いまして、関係条例の一部を改正するものでございます。第2項以降につきましては、新旧対照表で説明をさせていただきます。それでは、新旧対照表の1ページをご覧ください。附則の第2項、美郷町監査委員条例の一部改正についてでございます。第4条の改正は、請求または要求による監査の範囲を公営企業の職員に適用するための改正となっております。次に、第8条の改正は、4条で地方公営企業法を記載したことによる文言の整理でございます。次に、第10条の改正です。公金の収納の監査について、地方公営企業に適用するための改正でございます。新旧対照表、2ページから3ページをご覧ください。附則第3項、美郷町特別会計設置条例の一部改正についてです。簡易水道事業について、地方公営企業法の財務適用へ移行することにより、特別会計設置条例から、簡易水道事業を削除するものでございます。新旧対照表4ページをご覧ください。附則の第4項、美郷町簡易水道事業基金条例の一部改正についてです。地方公営企業法による公営企業会計を適用するため、予算名を美郷町簡易水道事業特別会計から美郷町簡易水道事業予算にするため改正を行うものでございます。新旧対照表、5ページをご覧ください。附則第5項、美郷町簡易水道事業設置及び管理に関する条例の一部改正についてです。地方公営企業法による簡易水道事業の設置について、本条例第1条に、設置の目的、第3条に、計画給水人口、計画1日最大給水量を謳っておりますので、従前の設置及び管理に関する条例から設置に係る

条文を削除するものでございます。新旧対照表 6 ページをご覧ください。附則第 6 項、美郷町簡易水道事業給水条例の一部改正についてです。こちらにつきましても、本条例第 3 条に給水区域を謳うことから、簡易水道事業給水条例から給水区域の条文を削除するものでございます。

続きまして、上程いただきました議案第 2 号、美郷町簡易水道事業の剰余金の処分に関する条例の制定について、ご説明いたします。条例の 2 ページをご覧ください。第 1 条では、趣旨として地方公営企業法第 32 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、美郷町簡易水道事業の剰余金の処分に関する必要な事項を定めるものでございます。第 2 条では、利益処分の方法及び積立金の取り崩しについて、具体的な方法を規定しております。当該年度の決算で利益が生じた場合は、前年度から繰り越した欠損金がある場合は、その利益でもって欠損金を埋め、なお残額がある時は、当該残額の 20 分の 1 を減債積立金に、20 分の 1 を建設改良積立金にそれぞれ積立て、残余の額を利益積立金に積み立てるとしております。第 2 項では、それぞれの積立金の目的について規定をしており、減債積立金は企業債の償還に充てる目的に、利益積立金は、欠損金を埋める目的に、建設改良積立金は建設改良工事に充てる目的としております。第 3 項では、減災積立金、建設改良積立金を使用した場合に、積立金の額に相当する額を資本金に組み入れることを規定しております。第 4 項では、議会の議決を経た場合につきましては、積立金をその他のその目的以外の用途に使用することができることを規定しております。第 3 条では、資本剰余金の積立て、処分の方法について規定をしております。資本剰余金等は、資本取引によりまして、企業内に留保されるもので、主に土地の取得財源などが計上をされるものでございます。以上で、上程いただきました議案第 1 号、美郷町水道事業の設置に関する条例の制定について、議案第 2 号、美郷町水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についての説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●福島議長

番外、会計課長。

●井上会計課長

上程いただきました議案第 3 号、令和 3 年度美郷町一般会計補正予算第 8 号について、ご説明を申し上げます。補正第 8 号は、歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1243 万 7000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 71 億 9843 万円とするものです。予算事項の事項別明細書の内訳によって、歳入からご説明をさせていただきます。7 ページの方をお開きください。款 14 国庫支出金、項 2 国庫補助金、目 1 民生費国庫補助金です。こちら、節は社会福祉費補助金説明にあります住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金。こちらは 1 世帯 10 万円を臨時給付金として支給するものでして、国庫金として 1 億 23 万 7000 円の歳入を見立てております。その下、款 17 寄附金、項 1 寄附金、目 2 指定寄附金。こちら、まち・ひと・しごと創生活用事業に係る寄附金としまして、いわゆる企業版ふるさと納税、こちら 1 件、申立てがいただきましたので、500 万をこちらで計上しております。その下、款 18 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金です。こちらの額はですね、このたびの一般財源に係る不足分を調整して、組入れたものでございます。款 21、町債、項 1 町債、目 4 農林債。説明欄にあります緊急自然災害防止対策事業債、後に歳出で説明させていただきますが、林道信喜線の改良、こちらの計画変更に伴う事業費の増で、590 万増額をして計上しております。そして次ページ、歳出でございます。歳出、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費です。説明欄 014 住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金。こちらについては、1 世帯当たり給付見込みとしましては、950 世帯を見込んでおりまして、そちらの方に 10 万円ずつ計 9500 万円。また、その上にあります事務業務委託料、こちらは給付に係るシステム導入に掛かる費用でございまして 440 万、それ以外につきましては、この事業に係る諸費等それぞれ上げさせていただいております。真ん中の段、款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、説明欄 001 農業振興費

です。こちら補助金に 597 万 3000 円計上しております。内訳としましては、価格下落による稲作面積、10 アール当たりですね、3000 円を補助金として給付するもので、対象面積としては現段階では、1 万 9910 アールというふうにしております。1 番下、款 6 農林水産業費、項 2 林業費、目 2 林業振興費。説明欄 003 林業事業費、工事請負費、当初、この林道信喜線につきましては、2000 万での事業費で計画をしておりましたが、擁壁基礎の洗掘が著しいということで、対策として、鉄筋挿入ブレード工法を選定して、新たに 590 万付け加えたものでございます。次ページをお願いします。真ん中の段、款 7 商工費、項 1 商工費、目 3、観光費、説明欄 001 観光費でございます。調査審査委託料にですね、28 万 2000 円計上していますが、これにつきましては、昨年 3 月にですね、商標登録申請を長寿県長寿町ということで申請をいたしました、思ったよりも早いところですね、その査定の方が終わりましたね、改めて登録をするという費用にですね、28 万 2000 円を充てて実施をしたいというふうに考えております。1 番下、款 14 予備費、項 1 予備費、目 1 予備費、こちらは財政調整基金等の繰入れの中ですね、端数を調整したところで、帳合いをさせていただいております。最後にですね、第 2 表、地方債の補正です。4 ページの方をお願いします。地方債につきましては、上から 2 段目の林道整備事業債。こちらに、先ほどの林道改良事業の 590 万を増額しまして、4630 万としまして、地方債の総額、こちらを 11 億 450 万円とさせていただきます。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、従前と変わりはありません。以上、議案第 3 号について説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

●福島議長

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。初めに、議案第 1 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 1 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 2 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第 2 号の質疑を終わります。

続きまして、議案第 3 号について質疑を許します。

質疑はありませんか。

●福島議長

2 番、牛尾議員。

●牛尾議員

農業費で、水稻の関係ですかね。前回の一般質問でも議員さんから質問があった分だろうと思うんですけども、10 アール当たり 3000 円。これの根拠と、それと、対象農家を教えてください。

●福島議長

産業振興課長。

●山根産業振興課長

この度の支援事業につきましてはの 10 アール当たり 3000 円の根拠でございます。令和 3 年産の平均の出荷量をおおむね 10 アール当たり、15 袋というふうに考えております。それに対して 1 袋当たり 200 円ということを生じております。10 アール当たり 15 袋に 200 円ということ

3000円という基準を設けております。これにつきましては、JAさんの方でもですね、経営の継続の支援金というところ、1袋当たり200円出しておられます。これと同等の支援というふうに考えております。あと対象者でございますけども、今現在、予算上で対象者として把握していますのは、美郷町の方に水稻の営農計画書を提出していただいている方全員分として今計上をさせていただいております。人数が400名13名ということで、これは販売をされている農家さんだけではございません。全ての水稻の作付農家さんで一旦は予算化をさせていただいておりますので、このうちこの事業としては、販売をされている農家さんというところを想定しておりますので、若干、最終的にはちょっと人数が減ってくるということも想定しております。以上です。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

なかなか支援額をどうするかというのは難しい問題だと思いますので、一回JA横並びにといくということで、若干なりとも農家さんが喜ばれるかなと思います。販売農家に限定されるということの確認方法は、何か考えておられますか。

●福島議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

販売のしたことが分かる書類の提出を求めるように、今予定をしております。JAさん出荷であれば、JAさんからの情報提供をいただいて確認ができるということと、あと個人的にJAさん以外の出荷につきましても、客観的に販売をしたということが分かる書類ということは今求めるような要綱で考えております。

●福島議長

2番、牛尾議員。

●牛尾議員

確かに自分で食べたり、若干、親戚に提供したりというところの方までは確かにいらぬのかなというふうに思います。私もそう思います。ただ、販売の定義です。それは、特にはないですかね。

●福島議長

番外、産業振興課長。

●山根産業振興課長

販売という定義で一律こういった形式とかですね、どこへというような定義は今考えてはおりません。あくまでも、ちょっと客観的に見て、どのような事例があるかっていう様々な事例もあるかと思っておりますので、そこは客観的に判断ができるものについては、対象とするように今考えております。（何万以上とかそういう基準はとの声）金額的な基準とかもございません。販売という実績があったらということで今、計画をしております。

●福島議長

番外、町長。

●嘉戸町長

少し補足をさせていただきます。12月の議会の一般質問でも、西嶋議員から、今の農業者の大変不安な状況をお聞かせいただきまして、そこでの答弁でも私も申し上げさせていただいて、国・県の動向を見ながら、場合によっては町として何らかの支援策を策定したいというふうに

回答を申し上げさせていただきました。それで、今回のこの給付金の名称を考えましたところ、主食用水稲次期作支援給付金という名前にさせていただこうと思っております。要は、次の期に田んぼを作るのが不安だという声がたくさんあると思いますので、次も、やはり田んぼを作っていただくという前向きな気持ちを持たれてる方に給付をしたいと、こういうふうな意味合いでございますので、議員おっしゃるように、厳密に言えば、どれだけ出荷したかに合わせて傾斜的に配分できればきれいなのかもしれませんですけども、それ以上に、来年も頑張って田んぼを作るというふうにお考えの方の、少しでも後押しになればというふうなつもりで、今回は策定させていただいております。

●福島議長

他に質疑はございませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

以上で議案質疑を終わります。

次に、議案第1号から議案第3号までの議案3件について、一括して討論に入ります。

討論のある方は、議案番号を示してからお願いします。

反対討論はありませんか。

●福島議長

5番、中原議員。

●中原議員

5番、中原でございます。議案第1号ですね。企業会計化の問題につきまして、反対の意見を述べさせていただきたいと思っております。この企業会計化の流れっていうのは、ここ数年で、10年来と言ったほうがいいのかも分かりませんが、政府だとか、それから骨太の方針という点では、財界も含めてですね、この水道の民営化への方向がずっと誘導をされてきました。私は、一昨年の水道料金の引上げについての提案があった時にも述べさせていただきましたけども、水道は先ほどもご報告ありましたように、町民の7割の方が利用しております。そして、赤ん坊からお年寄りまでですね、この水なしには生きていけないということでありまして、それは、まさに、公共の福祉ということを超えてですね、福祉そのものだというふうに思っておりますが、これだけ多くの町民が利用し、しかも、これなしでは生きられないという水についてですね、これを、商品化する方向についてですね、私は、同意出来ないというふうに考えております。もちろん今回提案されております企業会計化については、経営実態の明確化という点で、私は大いに賛成をしたいところもあります。財務諸表がですね、貸借対照表を含めて、経営の実態等が明確になる点は、私も評価しておりますが、今言いましたように、水そのものを商品化していく方向についてはですね、私は同意出来ない、このように考えております。もう一つは、今回のこの提案がですね、上下水道審議会にかけられていないという点であります。これにつきましては、上下水道審議会の設置目的の中には、合理的な管理運営及び事業の適正化を図る。このことについて審議し、意見を述べるということになっている訳ですが、まさに今回のテーマは、合理的な管理運営と事業の適正化の問題だというふうに思っております、この審議会に諮って後、できるだけ多くの方のですね、意見を集約した形で提案をすべき議案というふうに考えておりまして、この手順が踏まれていないということも、私は重視しておきたいと思っております。以上2点を挙げまして、議案第1号について、反対の意見表明とさせていただきます。

●福島議長

賛成討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

反対討論はありませんか。

(なしの声)

●福島議長

ないようですので、討論を終わります。

これより採決に入ります。お諮りします。

初めに、議案第 1 号、美郷町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 2 号、美郷町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

●福島議長

賛成多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第 3 号、令和 3 年美郷町一般会計補正予算第 8 号について、原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

(挙手全員)

●福島議長

挙手全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を閉じるとともに、

令和 4 年美郷町議会第 1 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

なお、議員の皆様におかれましては、この後、議員協議会が予定されておりますので、よろしくお願いいたします。

(閉会 午前 11時28分)